

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年10月3日（火） 第9535号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（476）（人口減少社会対策課）・・・・・・・・・・ 2
	指定自立支援医療機関の指定（477）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	基本測量の終了（478）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（西部総合事務所日野振興センター）・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第476号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
県出身学生のUターン就職等の状況調査
- 2 調査の目的  
鳥取県出身学生の進路状況を調査することで、より効果的なUターン就職支援施策を行い、鳥取県の人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活性化・産業振興に欠かせない若年層の確保を図るための施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲  
全国の私立大学及び国公立大学（短期大学を含む。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 令和4年度卒業生に係る鳥取県出身学生の学部別、学科別及び男女別の人数
    - イ アのうち就職した者の数、その就職先業種及び就職先職種
    - ウ イのうち鳥取県内就職者数及び具体的な就職先
  - (2) その基準となる期日  
令和5年9月1日
- 5 報告を求める者
  - (1) 全国の私立大学及び国公立大学のうち、鳥取県出身者の在籍者数上位100校
  - (2) 鳥取県と包括協定又は就職支援協定を締結している大学から有意抽出した大学
- 6 報告を求めるために用いる方法  
各大学に調査票を郵送するとともに電子ファイルを配布し、電子メールによる回答を依頼する。
- 7 報告を求める期間  
令和5年10月3日から同年11月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページでの公表

## 鳥取県告示第477号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
合同会社フォ ロム	東伯郡琴浦町 逢東500-1	訪問看護ステー ションこうら	東伯郡琴浦町逢東 500-1	育成医療、更生 医療、精神通院 医療	令和5年10月1日

**鳥取県告示第478号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和5年7月31日

**公 告**

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月3日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 吉 岡 佐 知 子

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
落合建材 代表者 落合 亨	日野郡日野町下榎 59-6	日野郡日野町中菅字中山 579-80、 579-132	真砂土の採取	6.5570ヘクタール	6.5570ヘクタール	2.9347ヘクタール	令和5年9月16日から 令和10年9月15日まで	令和5年9月14日